



かけはし

No. 4

新型コロナウイルス感染症対策について

5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症が2類から5類感染症へと移行になりました。これに伴い、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」が示されました。本校では、このマニュアルに従って次のような対応をとらせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

出席停止について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童の出席停止の期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」については発症した日から数え、「症状が軽快した後1日を経過」については、症状が軽快した日の翌日からということになります。
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用のご協力をお願いします。

濃厚接触者について

これまでは同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、同居家族は濃厚接触者として特定されていましたが、5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われませんこととなります。

つまり、登校してかまいません。しかし、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、本人も感染するおそれがあり休ませる場合にはその旨を学校にお知らせください。ご配慮いただくことなので欠席扱いでなく、出席停止扱いといたします。

マスクの使用について

学校教育活動においては、児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、登下校時のスクールバス等で十分な間隔が保てない場合や、校外学習等において施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。

お願い

- 児童に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合
無理をして登校させることなく、自宅で休養するようにさせてください。また、登校後発熱等の症状が見られる場合には、早退し、症状がなくなるまでは自宅で休養するようご協力をお願いします。どちらの場合も受診し、受診状況を学校にお知らせくださいますよう、重ねてお願いいたします。
- 基本的な感染症対策について
学校生活においては継続して感染症対策を講じていくこととなります。
 - ・健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等の把握に努めます。
 - ・こまめな手洗いやうがい、換気を励行します。
 - ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク(給食準備の時など必要な場面では着用します)を持参させてください。